

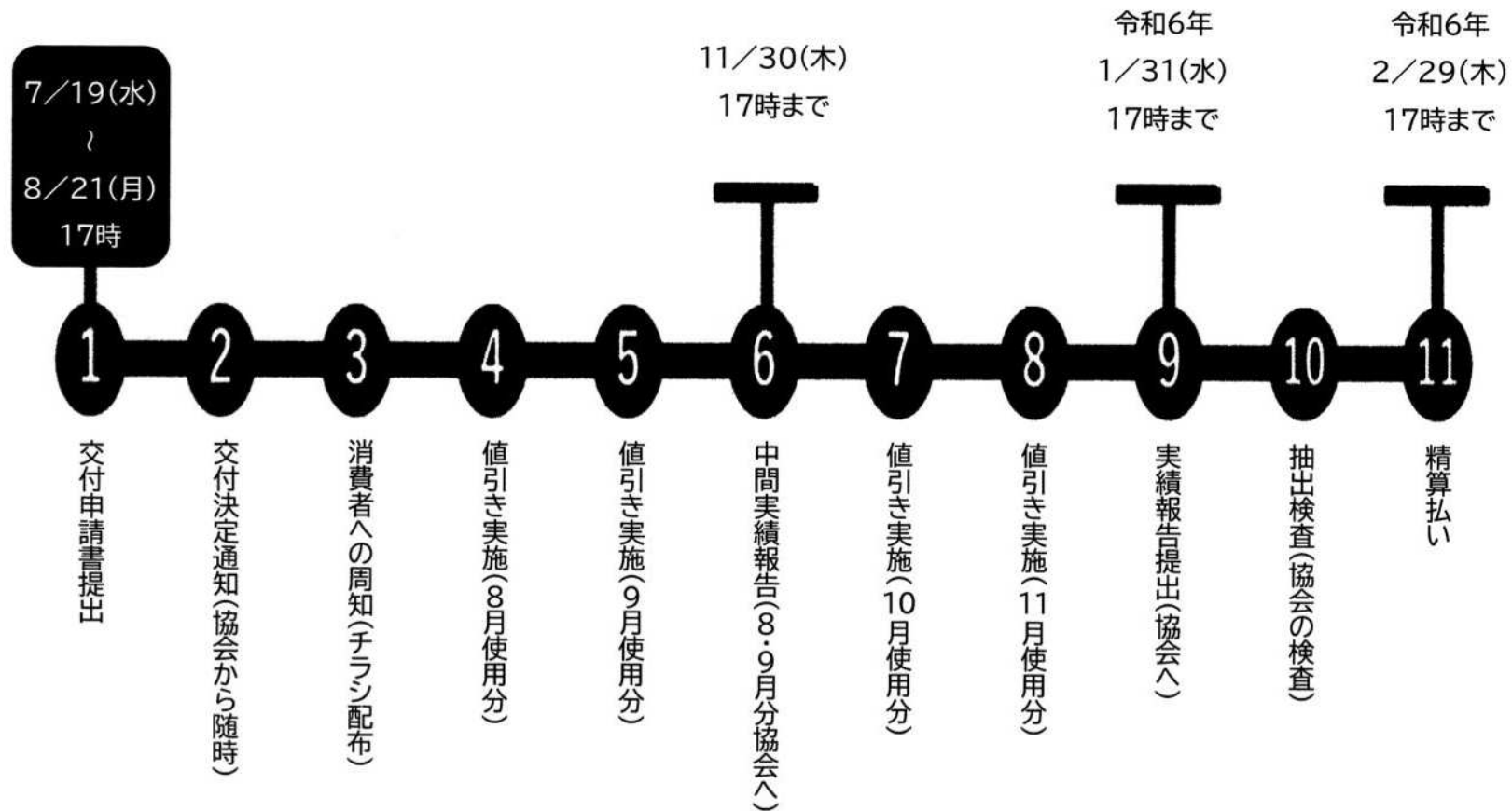
別紙1

《事業の概要》

- 1・対象となる契約者（消費者）の数を確定してください。（7・1現在の戸数）
 - 1）対象となるのは、家庭・業務用、コミュニティーガスの消費者です。
現在閉栓中、不在世帯（請求が発生しない場合）は除きます。
 - 2）鹿児島県内に居住している消費者が対象です。
従って他県の事業者からガス供給を受けている場合も対象になります。
逆に鹿児島県の事業者が他県の消費者に供給している場合は、対象になりません。工業用消費者、質量販売は対象外です。
- 2・「補助金交付申請書」を8月21日（月）までに協会へ提出してください。
貴事業所が交付申請を提出されない場合、消費者は支援金を受給できませんので何卒ご了承ください。
※申請は事業者単位です。支店、営業所は本店か本社から一括申請します。
※メール添付を原則とし、やむを得ない場合郵送、持参も可能です。
⇒ メール：shienkin-kyufu@po.minc.ne.jp
- 3・LPガス協会のホームページ上に交付要綱、申請書、記載例があります。
⇒「鹿児島県LPガス協会」をクリックしてください。
また、事業全体の流れは別紙2をご覧ください。
- 4・申請後、協会からの「交付決定通知」受領後に消費者に「周知用チラシ」（協会で作成、送付します）を配布してください。
- 5・補助金の対象となる消費者のリスト（販売台帳等）を整備してください。
最後に料金値引をしたことの確認、証拠資料になります。
※消費者の氏名は具体名ではなく、数字等に変換しても結構です。
※この台帳は事業終了後、令和10年度末まで保管しなければなりません。
※県の要請により事業所を訪問し、確認させていただく場合があります。
- 6・値引きは8月使用分から11月使用分までの4カ月行ってください。
各月使用分の請求をする際に「税抜額」から1,350円（税別）を値引きしてください。その際、請求書や検針票等に県の支援で値引きされていることを明示してください。自社のホームページ上でも可、若しくは協会作成の別紙を添付することも可能です。
(記入例)「県の支援により1,350円値引きしています。」
- 7・11月使用分までの値引きが終了したら、協会へ「実績報告書」を提出してください。途中での概算払いも可能です。⇒別紙3をご覧ください。
●絶対に無いと思いますが、不正な行為に対しては関係法律の適用により厳しく対処されますので、適正な申請、値引き、報告をお願いします。

別紙2

《事業の流れ》



別紙3

《概算払いの流れ》・・・※必要な場合

※事業終了後の精算払いが基本ですが、途中で概算払いも可能です。
以下の手順で必要書類を提出してください。

(一社) 鹿児島県LPガス協会

